

令和6年2月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和6年2月28日(水) 9時00分から10時50分まで
2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室
3. 出席委員 :

教育長	安東 雅幸
教育長職務代理者	神田 岳委
委 員	村上 睦美
委 員	佐藤 雄一
委 員	木本 邦治
4. 出席職員 :

教育次長兼教育総務課長	後藤 誠也
学校教育課長	新名 敦
社会教育課長	川辺 宏一郎
文化・文化財課長	神田 高士
学校教育課参事監	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	高田 教一
学校教育課課長代理	高野 紀幸
社会教育課総括課長代理	東 正吾
社会教育課総括課長代理	山崎 鉄夫
社会教育課主査	佐藤 圭一
文化・文化財課課長代理	東 貴則
教育総務課課長代理	亀井 寛美
教育総務課主事	佐藤 祥次
5. 傍 聴 人 : 安東 鉄男

1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆様にお諮りいたします。

本日の委員会について、傍聴の申し出があります。傍聴希望の方は安東市議会議員です。

傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は教育長の許可制ですが、教育委員皆様の了解があれば、許可するというにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

(傍聴者 入場)

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和6年2月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に村上委員と木本委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは、「3. 協議事項」のうち、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(給食費支払督促異議申立に伴う訴えの提起における調停の成立について)」、第3号議案「令和5年度補正予算(3月定例市議会)について」、第4号議案「令和6年度当初予算(3月定例市議会)について」、第5号議案「令和6年度白杵市奨学生の決定について」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開といたします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和5年度2月行事予定表をご覧ください。

1日、定例課長会、定例記者会見、九州教育長協議会が開催されました。

2日、幼児教育推進協議会が開催されました。

5日、三役日程調整会議が行われました。

6日、校長・所長会が行われました。

8日、ロータリークラブから図書を21冊寄贈していただきましたので、贈呈式に参加いたしました。以前から図書の寄贈をさせていただいており、荘田平五郎記念こども図書館に寄贈していただいた分のコーナーを設けております。3,000冊以上の寄附をさせていただいており、感謝しております。

9日、2023年度白杵市部落差別解消推進・人権教育啓発推進協議会第1回理事会が開催されました。

13日、情報連絡会議、白杵磨崖仏保存活用計画策定委員会が行われました。

14日～16日、校長・所長の目標管理面談を行いました。

15日、政策監会議が行われました。

16日、公益財団法人戸高育英会より大分トリニータの入場券の寄附をいただきました。

17日、白杵市公民館まつりが開催されました。

18日、第17回子ども吉四六話大会が野津中央公民館で開催され、24名の子どもたちが参加いたしました。

19日、事務局連絡会議が行われました。

20日、教頭研修会が行われました。

22日、消防本部にて防災会議が開催されました。

27日、思い出ごはんエッセイ審査会が行われ、600点を超える応募がありました。午後には歴史資料館運営委員会を行いました。

28日、定例教育委員会、臨時教育委員会になります。午前中に3月議会一般質問の通告が締め切られます。午後には定例記者会見が行われます。

29日、野津中央公民館にて白寿大学閉級式が開催されます。

以上で教育長報告を終了しますが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。これをもって教育長報告を終わります。

続きまして、報告第3号に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

3. 協議事項

(教育長)

それでは、「3. 協議事項」に移ります。

〈非公開〉

(教育長)

ここで、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

(教育長)

続きまして、第6号議案「白杵市公立学校のあり方に関する基本方針の策定について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課長)

第6号議案「白杵市公立学校のあり方に関する基本方針の策定について」の説明を行います。白杵市公立学校のあり方に関する基本方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求めるものです。別紙資料をご覧ください。白杵市公立学校のあり方についての基本的な考え方及び適正規模・適正配置の基準を記す「白杵市公立学校のあり方に関する基本方針(案)」をホームページ上、白杵庁舎、野津庁舎にて公開を行い、市民の皆様からのご意見を募集した結果、47人(145件)のご意見をいただきました。閲覧期間は令和6年1月24日(水)～令和6年2月22日(木)までとなっております。いただいた意見の中には1人で複数意見を提出される方もいらっしゃいました。全体的には、パブリックコメントによる原案の大幅な修正はありませんでした。いただいたご意見により、文言等の見直しを実施することができたことに加え、今後の白杵市公立学校のあり方に関する基本計画(案)の作成に向けて児童・生徒にとってより良い教育環境を整備し、教育の質の充実を目指すために参考となるご意見をいただくことができました。白杵市公立学校のあり方に関する基本方針(案)と記載された資料をご覧ください。1月開催の定例教育委員会にて説明を行いました。資料の中で朱書きとなっている部分があります。その部分がいただいた意見を基に修正を行っております。修正後の基本方針(案)の内容について説明を行います。目次をご覧ください。基本方針(案)は7つの項目に

分かれております。「1.はじめに」という項目には、全国的に小規模化の進行が諸問題への対応が継続的な課題となっています。義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上、学校施設の老朽化対策等がこれからの時代を担う子どもたちのために、「教育の質の充実」と「教育環境の創出」を目指した取組を進めていくことを記載しております。2ページには本方針の位置づけと基本計画の策定に向けてについて記載しております。3ページをご覧ください。これからの社会は予測困難な時代となっていきます。これからの時代を生き抜く子どもたちには、聞く、考える、話す力を身につけていく必要があると考えております。現在白杵市が取り組んでいる3つのきょう育(郷育・強育・響育)+今日育について記載しております。また、中央教育審議会答申においても「個別最適な学び」と「協働的な学び」が必要であると示されております。正解のない課題に対し、議論を重ね、自分の考えと他者の考えをよりよくすり合わせながら合意形成できる力の育成が重要となってきます。本市においても「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実していくことを記載しております。4ページをご覧ください。小規模化及び複式学級が存在することによる学校運営上の課題、教職員が少なくなることによる学校運営上の課題があることにより、学校運営上の課題が児童生徒に与える影響について記載しております。5ページに各課題の詳細を記載しております。6ページをご覧ください。国と白杵市の学級数を基準とした適正規模の定義を記載しております。国の基準は小学校であれば、12学級以上18学級以下であり、中学校は小学校を準用することになっております。白杵市独自の考え方として、小学校は複式学級の解消を図り(1学年1学級以上)、中学校は小学校を準用することになっております。本市の適正規模の定義によると、小学校13校のうち、適正規模となるのは8校であり、中学校は5校すべてが適正規模となっております。7ページをご覧ください。学級数の基準としましては、全校で6学級以上(複式学級が存在しない学校)が適正規模としております。児童数の基準としましては、国の基準を記載しております。8ページをご覧ください。白杵市独自の児童数の基準を記載しております。適正規模の基準は全校で72名以上としております。6学年の合計が72名以上としておりますので、1学年当たり12名以上という考え方になります。この12名の考え方については下記の表をご覧ください。2人であれば1つの関わり、3人であれば3つの関わり、4人であれば6つの関わり、5人であれば10の関わりができるようになります。今後の白杵市の人口推移を考慮すると1グループあたり4人以上が望ましいと考えております。グループの数についてですが、2グループであれば1つの関わり、3グループであれば3つの関わり、4グループであれば6つの関わりとなります。その中で3グループ以上が望ましいと考えております。1つのグループが4人で、グループが3つできるので(4人×3グループ)1学年当たり12名以上であれば協働的な学びを行う為の体制が整うと考えております。9ページをご覧ください。令和5年5月1日現在の数値であります。白杵市独自の基準で判断したときの規模について記載しております。10ページ以降については、基本計画(案)を作成するにあたり、このような項目について考えていく定義・方針等を記載しております。今後は3月の定例市議会にて説明を行います。本日説明を行った部分が主となりますが、議会の意見を踏まえながら修正を行いたいと思います。以上で説明を終わります。

(教育長)

第6号議案「白杵市公立学校のあり方に関する基本方針の策定について」の説明がありました。今回、公立学校のあり方に関する基本方針(案)の策定についてパブリックコメントを募集しました。多くの方々からご意見をいただくことができました。これまで実施したパブリックコメントの中では関心が高かったのではないかと感じております。今後は議会の説明を行い、修正をしていきます。ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

パブリックコメントの意見内容を拝見させていただきましたが、子どもたちのことを考えている方が多くいるのだと感じました。その中で「子どもたちに意見を聞く機会を作ってほしいです」という意見があるのですが、子どもたちに意見を聞くことはあるのでしょうか。

(学校教育課長)

子どもたちに意見を聞くことについては、各学校のメリットとデメリットを知ったうえで総合的に判断する必要があると思っています。そのため、子どもたちにアンケート調査を実施することは考えていない状況であります。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(木本委員)

パブリックコメントの意見の中で、教職員の方が大多数回答しており、保護者や地域の方が少ないと感じました。これから具体的な提案が出ると地域の方々等の意見が多くなるのではないかと考えています。今後の検討課題に関わる学校と地域との関わり、将来のより良い教育環境の構築に向けた取組が重要だと感じています。特に小規模校に勤務している教職員は、小規模校の良さを活かすことを考えながら取り組んでいます。今後、市が進めていく教育方針が具体的になった際にどのように公表するのが大事だなと感じております。市報やホームページだけでは限界があると思うので、より多くの方々にご意見をいただけるように広報の仕方を考え、みんなで作り上げていく必要があると思いました。

(教育総務課長)

ご意見ありがとうございます。今回の部分は基本方針として全体的な部分を示すことに重点を置いて取り組みました。今後は基本計画(案)を作成しますので、詳細な部分については協議を行

っていきます。学校や地域の方々、保護者への丁寧な説明を行う必要があると思っていますので、意見集約をしていきたいと考えております。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

いただいた意見の中で「地域」という言葉があると思うのですが、この地域はどこを指すのか不明となっております。小学校単位の地域なのか、中学校地域の単位なのかという定義が曖昧となっておりますので、地域に対する定義を明らかにしていく必要があると思いました。

(教育総務課長)

ご意見ありがとうございます。基本計画(案)の作成に向けて参考にさせていただきます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(村上委員)

パブリックコメントの意見中でスクールバスについての意見があると思いますが、下校時のスクールバスの時間には制約があるのでしょうか。

(教育総務課長)

基本的には下校時間に応じてスクールバスで帰宅していただくこととなります。児童クラブに行く方については、保護者が迎えに行くことになっております。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。

(教育長)

今後は地域の方々や学校関係者、保護者への説明する場を設けて丁寧に説明を行っていきたいと考えております。その他ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第6号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第7号議案「白杵市立学校管理規則の一部改正について」学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

第7号議案「白杵市立学校管理規則の一部改正について」の説明を行います。白杵市立学校管理規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号規定に基づき議決を求めるものです。第23条1項中に「、専門幹」を加え、第24条第5項中に「専門幹又は主幹(これが)」に改めるものであります。理由につきましては、学校事務職員について、新たに専門幹の職を設置する必要があるためであります。資料編6ページをご覧ください。地方公務員法の改正により、令和5年4月1日から定年引上げ及び暫定再任用制度が導入されたことに伴い、県立学校の行政職課長級以上の事務職員の60歳以降の継続任用役降り後の補職名について、知事部局における補職名と統一するため、大分県立学校管理規則の一部改正に順次、白杵市立学校管理規則の改正が必要となります。7ページに新旧対照表を掲載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第7号議案「白杵市立学校管理規則の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第7号議案については承認という形で進めさせていただきます。

続きまして、第8号議案「白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について」社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

第8号議案「白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について」説明を行います。白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由につきましては、利用者情報の適正管理のため、有効期間を設置する必要があるためとなっております。資料編の9ページをご覧ください。現在の白杵市立白杵図書館条例施行規則には、利用カードの有効期間が設定されておられません。そのため、氏名や住所、連絡先の変更、死亡等の利用者情報の更新が行われず、図書の返却催促や予約のお知らせ等の業務連絡において支障をきたすことがありました。内容については、図書館利用カードに5年の有効期間を設定し、利用者情報の適正な管理を行うため、一部改正を行うものであります。第7条3項に「利用カードの有効期間は、5年とする」を新設、第7条4項

に「貸出し利用者が、利用者カードの有効期間を超えて、引き続き館外貸出を受けようとするときは、利用者カードを更新しなければならない。」を新設します。この規則は令和6年12月1日より施行いたします。資料編の10ページに新旧対照表を記載しております。以上で説明を終わります。

(教育長)

第8号議案「白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について」の説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ありがとうございます。第8号議案については承認という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

これより、「4. 教育施策に係る報告について」に移ります。

今回、事務局からの報告はありませんが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

先日、うずらの卵に関するニュースが報道されていました。うずらの卵やミニトマト等の誤飲しやすい食べ物に対する指導はどうなっているのかお聞きしたいです。それに加えて、先生方への救急方法の研修会を開催する必要があるのではないかと考えております。

(学校教育課参事監)

ご意見ありがとうございます。給食の献立に関することになると、教育委員会事務局だけでなく、運営委員会の会長等の意見を反映して総合的に判断する必要性がありました。その意見を反映させて、市長と副市長にも報告させていただきました。内容については、誤飲しやすい食べ物を全て給食から排除してよいのかどうかということになりました。これから長い間生きていく中で、そのようなものを食べることも必要になってきます。食べ方の指導については、全校に対して通知文書を送付いたします。内容については、令和3年度に通知した文書に加え、先生方の目配りや支援が必要な子どもたちへの配慮等を記載する予定であります。食育指導という方法で栄養教諭が指導を行っております。その中でも徹底して指導を行っていきます。本市としてはうずらの卵を給食として今後も提供していく予定でありますので、よく噛んで食べる等の基本的な食べ方をもう一度徹底していきたいと考えております。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育施策については終わりたいと思います。

5. 教育予算について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に移ります。

今回、事務局からの報告はありませんが、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、教育予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。

「卒業式の対応について」学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

中学校の卒業式が3月1日、小学校の卒業式が3月22日となっておりますので、ご参加の上、告辞を述べていただくようお願いいたします。中学校卒業式の告辞は先日郵送いたしました。小学校卒業式の告辞は本日お渡しをしております。小学校と中学校の告辞が似ておりますので、お間違えの無いようお願いいたします。

(教育長)

その他、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。

(村上委員)

子ども家庭庁がヤングケアラーについての支援を始めることを聞きました。4月以降に各自治体窓口に進路支援の専門員を配置した場合には人件費等を上乘せするというのですが、白杵市としてはどのように対応するのでしょうか。また、現在のヤングケアラーについての状況は把握しているのでしょうか。

(学校教育課長)

ヤングケアラーについては子どもたち全員にアンケート調査を行いました。アンケート結果を基にヤングケアラーに該当する可能性がある子どもたちについては、子ども子育て課が学校と連絡を取り、面談を行う等の対応を行っております。現在では、詳細な人数等を把握できていない状況ですので、該当する人数についてはお答えすることができません。子ども子育て課と連携を図りながら人数の把握を行いたいと考えております。それに合わせて、教職員に対して、理解を深めるための研修会を行っております。進路支援の専門員を配置することについては、方針が決まっていない状況となっております。

(村上委員)

アンケート結果の集計は終わっているのでしょうか。

(学校教育課長)

アンケート結果の集計は終わっているのですが、ヤングケアラーに該当する可能性がある生徒については、子ども子育て課が個別に面談等を行っている状況であります。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。引き続き質問をさせていただきます。以前の定例教育委員会にて野津中央公民館の婦人研修室についてお聞きしたと思うのですが、その後はどうなりましたでしょうか。

(社会教育課長)

調査を行った結果、利用申請書の在庫が残っているため、緊急的に名称の変更することはできない状況となっております。

(村上委員)

分かりました。ありがとうございます。もう1つ質問させていただきます。野津中央公民館駐車場周辺の草が伸びており、どうにかできないのかと相談を受けました。除草作業については、公益社団法人臼津地区シルバー人材センターや外部業者に委託できないのでしょうか。

(社会教育課長)

現状を把握して対応させていただきます。

(教育長)

その他ご質問等ありますでしょうか。

(委員 意見なし)

7. 閉会

(教育長)

以上をもちまして、2月定例教育委員会を閉会します。